令和6年4月

宇治市下水道計画課

公共下水道施設新設工事フロー（下水道法第24条）

事前調査

・取付管及び公共汚水ますの有無確認
・申請に必要な情報の収集

・下水道施設の新設：下水道法第24条申請
・既設下水道施設の改造：下水道法第16条申請
※ 下水道施設：本管、マンホール、取付管、公共汚水ます

排水設備計画確認申請が同時に申請できます。

下水道法第24条に基づく申請（2部）「物件設置許可申請書」

添付書類（1～5は2部）
1.位置図　2.平面図　3.断面図　4.標準図　5.その他
※まちづくり条例対象の場合、申請図面は協定図面とする。
＜宇治市道＞
・公共下水道の接続による協議報告書（1部）
＜私道＞
・公共下水道施設にかかる承諾書（1部）

※着工前に他の埋設物の有無を調査すること。有る場合は各施設管理者と協議を行うこと。

道路・水路等の占用許可申請（道路、水路等管理者）

道路使用許可申請（宇治警察署）

協議書の回答

下水道法第24条に基づく許可「物件設置許可書」

各占用の許可

道路使用許可

工　事　着　工

工事写真の撮影

工　事　完　了

「物件設置完了届」の提出

添付書類（2～5は2部）
1.位置図　2.出来形成果表（本管）　3.出来形図（本管・マンホール）
4.取付管調書　5.工事写真

提出書類
6.下水道施設無償譲渡申込書
7.公共汚水ます設置確認書
8.その他
・道路占用権の譲渡許可申請書（宇治市道の場合）
・各占用の許可書の原本一式

完了検査（現地にて検査）

開発行為で同時申請ができない場合は、この時点で排水計画確認申請書の提出

舗装本復旧

仮復旧（舗装）
道路の管理責任について、舗装本復旧が完了し、道路占用権の譲渡がされるまでは、道路占用許可申請者の責任となります。ご注意下さい。

道路占用権の譲渡許可申請

提出書類（1部）
舗装本復旧写真
※府道の場合は、道路占用廃止届

道路占用権の譲渡許可書

：業者が行う項目　　：宇治市、各管理者が行う項目